

大月市障害者地域活動支援センター事業 仕様書

- 1 事業名 大月市障害者地域活動支援センター事業
 - 2 事業実施場所 大月市内
(受注者自らが1箇所場所を用意し、地域活動支援センターを設置する。)
 - 3 履行期間 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
 - 4 開所時間 午前9時30～午後4時30分
 - 5 休所日
 - ・毎週土・日曜日・祝日
 - ・年末年始(12月29日～1月3日)
- ※ 開所時間及び職員の出勤・勤務、休所日については、所定の時間を元に、業務の実態にあわせ、委託者との協議により別途定めることができるものとする。
- ※ 活動内容等によりやむを得ず開所又は閉所する場合は、事前に利用者に周知し、委託者に連絡すること。
- 6 業務内容 (1) 地域活動支援センター業務(生産的業務)
(詳細は別記) (2) 生活訓練等業務
(3) 創作的活動業務
(4) 相談支援業務
(5) 社会交流参加活動業務
(6) 東部圏域自立支援協議会への参加
 - 7 業務責任者 受託者は、業務履行にあたり業務責任者を定めるものとする。業務責任者は本仕様書の内容及び業務内容を十分に把握し、適正な業務が行えるよう業務従事者への指示・監督を行い、また委託者との連絡を密とし、委託者の指示事項は的確に遂行することを責務とする。
 - 8 事故等の処理 災害、公害、重大な障害の発生の恐れがある場合、若しくは発生した場合は、速やかに委託者にその経過等を伝達・協議し、適切な措置を行う。
 - 9 機密保持 受託者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
 - 10 提出書類 受託者は、委託契約締結に際し、事業計画書及び収支予算書を委託者に提出する。また、業務完了後、速やかに事業実績報告書及び収支決算書を委託者に提出するものとする。委託者は提出書類内容を審査する。
 - 11 委託料請求・支払 委託料の支払いは年2回とし、上半期分については前払金として5月末日までに、また下半期分については概算払いとして9月末日までに、受託者の請求により支払う。ただし、下半期分については、両者協議のうえ、さらに2回に分けて支払うことができるものとする。
 - 12 委託料予定価格 7,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

13 その他

山梨県地域活動支援センターに関する基準を定める条例及び大月市障害者地域活動支援センター事業実施要綱に沿った事業を実施すること
利用者の受け入れについては、大月市民に限定せず、都留市民及び上野原市民も対象とすること。
現在の利用者は継続して利用できるよう配慮すること。
その他の事項については、委託者と協議のうえ決定する。

別記

業務内容

- (1) 地域活動支援センター業務（生産的業務）
 - 作業指導（利用者への作業工程説明・指導、作業補助、作業工程時の問題解決等）
 - 発注者の開拓（受注行為、発注者へのフォローアップ）
- (2) 生活訓練等業務
 - 挨拶、施設の清掃などの日常生活の訓練
- (3) 創作的活動業務
 - 書道教室、クラフト教室、絵手紙教室などの文化活動
- (4) 相談支援業務
 - 個別支援計画の作成、評価
 - 関係機関との情報共有・連携
 - ケア会議の開催（定期・随時）
 - 苦情申出窓口の設置、利用者への窓口周知
 - 日常生活等における相談支援
- (5) 社会交流参加活動業務
 - 交流会、勉強会、社会見学、レクレーション等、社会参加促進事業への参加
- (6) 東部圏域自立支援協議会への参加
 - 東部圏域自立支援協議会への参加。
 - 日中活動部会への参加は必須とし、別の部会等への参加も可能とする。
 - 積極的に地域の会議等への参加。
- (7) その他
 - 上記（1）から（6）以外の必要性が生じた場合は、委託者と協議し実施する。